

みずばしょう園木道工事関連の疑問

1, 「事故は起こるべくして起こった」としか言いようがない。

町長報告「事故が発生したカ所については、異常が発見できなかった事から」とあるが、「担当課長、本人が説明したような現場点検」では、木道の「異常」を発見出来るはずがない。「事故は起こるべくして起こった」としか、言いようがない。

(1) 町長の「行政報告」と「建設課長答弁」

町長 行政報告	<p>事故の原因については、<u>橋脚となる丸太と横桁となる角材を接続するボルト周辺から角材が腐朽し・・床版を支えきれない状態になったところ荷重に耐えきれなくなり落下したもの</u>と思われる。事故にあった木橋につきましては、平成25年に新設し、<u>現在まで老朽化した部材を交換しながら維持管理をしておりますが、事故が発生したカ所については、異常が発見できなかった事から</u>開放し来園者に利用して頂いた。・・・来年度に向けて損壊した橋をリニューアルしたく直近の議会に補正予算を計上させて頂く。（木道の入札は：R6、10、24に行っている）</p>
課長答弁	<p>点検方法ですが、<u>毎年シーズン前に、業者の方と一緒に現地に行きまして、床版が腐っている部分については、張り替えるというやり方</u>。それから<u>職員が橋を歩いて板に損傷がないかを点検して歩く</u>。かくいう私も、<u>事故の1週間前、現地に行って、「点検というか、確認はしていた」ということで、「補修が終わった所の確認」もしていましたし、この事故についても、そんなに事故の起きるような状況ではなかったのですね。ただ、シーズンが始まって、多くの方が来られるという部分もあったと思いますし、<u>そこで重みの部分で、更に老朽化した部分がいつてしまったかなど</u>。点検方法として、<u>・・・橋の場合も一応見ることは見るのですが、それは表面上わからない場合もあるのですよね。実際には、この中の部分が腐っていると。例えば、丸太とその横桁を組み合わせる時に、<u>・・ボルトの部分が、腐食するということ、錆びては来るのですが、そこに亀裂とかが入ってくればわかるのですが、なかなか、そこが発見しづらかった</u>ということで、<u>今回ここに至らなかった</u>ということ。</u></u></p>

事件：令和6年4月21日。みずばしょうの観賞に来園された夫妻が床版の崩落により、両名とも湿地帯に落下。

(2) 「議会答弁」から見える現場に臨む担当課長の「基本姿勢の悪さ」

- ①毎年、シーズン前に行う点検が、「床版」「板」に偏っていたのでは？、との疑問。
- ②「点検方法として」とあるその中味が次の通り。
「橋の場合も一応見ることは見るのですがと、いかにも「ついで感」いっぱい姿勢で臨んでいる。危険性のある「橋」に向かう点検者としての姿勢に問題がある。・・・一方で・・・
- ③「表面上、わからない部分もあるのですよね。」と述べ、例えばとして、「丸太と横桁、ボルトの錆との話」をして、「亀裂が入ればわかるが、なかなか発見しづらい」と述べていたが、「だからこそ、ていねいに点検している（た）」などの積極性を示す説明はしていない。
- ④ここで、確認必要な重要な発言がある。
「そこが発見しづらかったということで、今回ここに至らなかった」ということです。」・・・この発言の意味はどういうことか？
「事故の原因になった崩れた木橋の原因は、亀裂とかがわかればわかるが、発見しづらかったので見逃した。」という意味ですね。」
- ⑤しかし、2年前（令和4年）の8月24日には、「部材の柱部に「経年劣化による腐朽が目立つ」（一般施設健全度調査票）との指摘があった。
また、木道全体の健全度判定では、劣化判定4段階のランクで下から2番目のCランク。コメント欄に「特に柱部において、湿乾交換による腐朽が目立つ」。緊急度判定では、最も高い「高」と判定された。
問題は、この段階で、事故防止のためにどんな対策が必要か、などの協議と検討と実行が必要であったのだが、記録上から言えば、全く残されていない。
- ⑥事故予防のためにも必須であった様々な協議・対策を裏付ける資料が作成されていない。
すなわち、徹底して無策であった、としか言いようがない。

(3) 「議会答弁」と情報公開に対する「回答文書の裏付け」

回答日	回答内容と疑問点
<p>情報公開 請求 令和6年 10月11日</p>	<p>(請求1) <u>令和4年度～令和6年度の「みずばしょう園の点検記録</u></p> <p>(回答)</p> <p>①令和4年度（公園施設長寿命化計画策定業務）の中で点検した内容。・・・<u>項目不明。なぜだ？</u></p> <p>②令和5年度及び6年度の「<u>点検記録</u>」が不存在。 （点検後、直ちに修繕を実施したため）</p> <p>※<u>この回答は不可解。理解に苦しむ。</u> 「直ちに修繕」したら、なぜ「点検記録が存在しない」になるのか。「どの場所をいつ修繕したかは、記録されるのではないのか」</p> <p>(請求2) 臨時議会で配布された「<u>図面</u>」と「<u>配置図</u>」</p> <p>(回答) 「一般施設健全度調査票」と「事故現場位置図」の提供を受ける。しかし、・・・</p> <p>①図面はどれか？・・・不明</p> <p>②一般施設健全度調査票の写真と位置図の関係。<u>不明</u> <u>(どの写真がどの位置図に当たるのか。不明。要説明)</u></p>
<p>情報公開 請求 令和6年 10月22日</p>	<p>(請求1) ①令和5年と令和6年の「みずばしょう園」の点検後の修繕箇所特定（地図）。 ②修繕前後の写真 ③修繕に要した修繕支出を証明する書類。</p> <p>(回答) ①<u>令和5年・・・不存在。※なぜ不存在なのだ。不可解</u> 令和6年・・・別紙1の通り（<u>図が小さ過ぎ確認不能</u>）</p> <p>②<u>令和5年・・・不存在</u> ※なぜ不存在なのだ。不可解 令和6年・・・別紙2の通り。4/19検査 <u>4/21 事故</u> <u>事故のあった2日前に写真撮影があった、ということか？</u> <u>(不自然!) なぜ、課長が訪れた1週間前でないのか？</u></p> <p>③確認</p>

(請求2) 1, 令和4年の点検記録の写真番号2と写真番号3の位置図

2, 「緊急判定(高)」に対する協議の記録。

3, 木道全体を見渡して、再発の可能性が高い場所に関する対策・協議・検討の記録

(回答) 1, 不存在・只只不可解の一語。

2, 不存在・只只不可解の一語

3, 別紙4の通り。

別紙4の内容は、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針」のコピーでしかなく、木道全体を見渡して、再発の可能性が高い場所に関する対策・協議・検討の記録 とは言いがたい。

令和5年度の「①修繕箇所の特定期間(地図)・②修繕前後の写真・③修繕に要した修繕費支出を証明する書類」の全て不存在。

以下の前年度の調査結果を踏まえれば、なにゆえにかくも、無神経にも、対応しなかったのか、(その記録が残されていないのか) 大きな疑問。

※令和4年8月24日の「一般施設健全度調査票」によれば、部材状況の部材の柱部に「経年劣化による腐朽が目立つ」との記載がある。また、木道全体の健全度判定では、劣化判定4段階のランクで下から2番目のCランク。コメント欄に「特に柱部において、湿乾交換による腐朽が目立つ」とある。緊急度判定では、最も高い「高」と判定された。

問題は、この段階で、事故防止のために、どんな対策が必要か。そのことの協議と検討が必要であったのは、明らかである。

(3) 無責任さが目立つ「課長答弁」の検討と真相

1, 課長が、事前調査を真剣に受け止めていたら、この度の事故を予見出来たはず。注意を向ける対象が、見当違いではなかったか?

① 課長が主に見ていたのは、「床」「床版」であって、前年度、「一般施設健全度調査票」に指摘されていた「部材の柱部に経年劣化による腐朽が目立つ」「特に柱部において、湿乾交換による腐朽が目立つ」に危険を感じ、それを念頭に置いた「点検・調査」は、行なわなかった

のではないか。

その観点から課長答弁を検討してみる必要があると思う。

※課長答弁1。「毎年シーズン前に、業者の方と一緒に現地に行きまして、床板が腐っている部分については、・・・職員が橋を歩いて板に損傷がないかを点検して歩く。」

②課長は、肝心のポイントを見落として置きながら、「この事故についても、そんなに事故の起きるような状況ではなかったのですね」などと、気の抜けた発言をしていて、リアルな現実の危険に対する認識もなく反省の言葉がない。能天気で「かくいう私も、事故の1週間前、現地に行って、点検というか、確認はしていた」と述べています。

※事故発生 of 2 日前の現地の写真（撮影月日は不明であるが）には、横桁が大きく割れて口を開いていたのです。そして、事故の日を迎えたのです。

町長曰く、「そこに亀裂とかが入ってくればわかるのですが、なかなか、そこが発見しづらかった」

※課長答弁2。「私も、事故の1週間前、現地に行って、「点検というか、確認はしていた」ということで、「補修が終わった所の確認」もしていましたし、この事故についても、そんなに事故の起きるような状況ではなかったのですね」

点検方法として、・・・橋の場合も一応見ることは見るのですが、それは表面上わからない場合もあるのですよね。実際には、この中の部分が腐っていると。例えば、丸太とその横桁を組み合わせる時に、・・・ボルトの部分が、腐食するということで、錆びては来るのですが、そこに亀裂とかが入ってくればわかるのですが、なかなか、そこが発見しづらかったということで、今回ここに至らなかったということです

2, 理解不能なため、改めて、説明を求める件

(1) 再提出を望む資料。・・・「みずばしょう園木道修繕工事（別紙1）」
理由（図が小さすぎて判別不能。地図の意味を果たさない。）

(2) 修繕前後の写真は事実か？

- ① 「みずばしょう園木道修繕工事（別紙1）」と「富岡みずばしょう園事故現場位置図」では、●横桁の割れ方と橋脚の丸太の腐朽が違う
- ② 「みずばしょう園木道修繕工事（別紙2）」と「富岡みずばしょう園事故現場位置図」とでは、●腐朽倒壊した丸太の数が違う。
●木道の向きが違う。直進とカーブ（角）と、違いがある。